

昭和61年分の医療費控除の対象となる医療費は、同年中に現実に支払ったものに限ります。したがって、未払いとなっている医療費は、現実に支払った年の医療費控除の対象となります。

医療費控除を受ける場合は、医師などの領収書を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示しなければならぬことになっていま



3. 住宅取得(特別)控除の適用を受ける場合

本人が住むための住宅を住宅ローン等を利用して新築又は購入して入居した場合で、一定の要件に当てはまる時は、入居した年から3年間にわたって各年分の所得税額から一定の額が控除されます。

サラリーマンが住宅取得(特別)控除を受けるために1年目は確定申告が必要ですが、2年目、3年目については、税務署から送られた「年末調整のための住宅取得控除証明書」など一定の書類を勤務先に提出して年末調整で控除が受けられることになっています。

このような、雑損控除や医療費控除、住宅取得(特別)控除などにより所得税の還付を受けるための確定申告書は、1月1日以降提出することができます。

なお、還付を受けるために確定申告をする場合には、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円以下であっても、これを含めて申告しなければなりません。



サラリーマンのための簡易な還付申告書

所得税の還付申告をするサ

ラリーマンのために、簡易な申告用紙があります。

この還付申告書を使って申告できるのは、収入が年末調整を受けた給与だけのサラリーマンです。

従って、給与の年収が1千500万円を超える人、二カ所以上から給与のある人は使用できません。

この還付申告書は、大幅に簡素化されており、記入は原則として一面だけでよく、また年末調整を受けた所得控除項目は、源泉徴収票の金額をそのまま書き写せばよいことになっています。

還付の申告は、税務署はもちろん市町村でも一月から受け付けております。

還付申告書はご自分でお書きになって早めに提出してください。

確定申告に必要な書類

- これだけはお忘れなく
- 申告書をお送りしている方は、その「申告書と印鑑」
- 給与などのある方は「源泉徴収票」
- 雑損控除を受ける方は「被害を受けた住宅家財の明細書」
- 医療費控除を受ける方は「

支払った医療費の領収・明細書・保険などで補てんされる金額の明細書

○生命保険料控除のある方で、一般の保険契約等は「保険料が一契約九千円を超えるものの証明書」、個人年金保険契約等は「保険会社等の発行した証明書」

○損害保険料控除を受ける方は、「支払保険料の証明書」

○住宅取得控除を受ける方は「登記簿謄本」「住民票の写し」「売買契約書」「住宅取得に係る融資額の償還金額等の証明書」

主婦のパートと税金

最近ではパートタイムで働く主婦が多くなっています。そこで、パート収入と税金との関係ですが、年収が一定金額を超えると、夫の所得から配偶者控除が受けられなくなったり、主婦自身に税金がかかったりします。

パート収入は毎月一定していません。月によってたくさん給料があり、税金を天引きされている場合があります。この場合、年収が九十万円以下の人で年末調整されていないときは確定申告をすると納めた税金が全額戻ります。

パートの収入と所得税

パートの年収	夫の所得から配偶者控除が受けられる	パート収入に所得税がかからない
90万円以下	受けられる	かからない
90万円超	受けられない	かかる



内職と税金

内職や、生花、ピアノなどの教授による収入のある人の場合は、その収入から必要経費を差し引いた残額(事業所得)が三十三万円以下であれば配偶者控除が受けられます。所得が三十三万円を超える税金がかかります。



土地や建物を売ったときの税金

土地や建物を売ったときの利益を譲渡所得といい、他の所得とは分離して所得税を計算します。

譲渡所得は、売った土地や建物をいつから所有していたかによって「長期」と「短期」に区分します。昭和六十一年中に土地や建物を売った場合には、取得時期が昭和五十年十二月三十一日以前の場合を「長期譲渡所得」、昭和五十一年一月一日以後の場合を「短期譲渡所得」として所得税を計算します。

なお「長期」と「短期」では税率などが異なっています。確定申告は2月16日から3月16日までです。期限内に正しい申告と納税をしましょう。

